

1. 平成30年7月豪雨災害に係る民間賃貸住宅の借上げに関する遡及適用について

7月5日以降に、自ら民間賃貸住宅を契約されている方についても、本制度の要件に全て合致することについて、貸主、仲介業者の了解を得ることができれば、遡って、県との再契約を締結することが可能。

	取 り 扱 い
家 賃	支払い済みの家賃については、返金し、県が契約日を遡って支払う。
敷 金	入居者（被災者）に対し、全額返金する。
礼 金	入居者（被災者）に対し、全額返金し、県が家賃の1ヶ月分を上限に支払う。
仲介手数料	返金は求めることはなく、別途、県が家賃の0.54ヶ月を上限に支払う。
火災保険等損害保険料	現在の契約は、解約を行い、県が別途1年当たり1万5千円を上限に支払う。

2. みなし仮設住宅（民間賃貸）の問い合わせ先について

被災された市民の方を対象に、広島県が借り上げた民間賃貸住宅を無償提供するための問い合わせ先

【空き家・空き室をお求めの方】

- (公社)広島県宅地建物取引業協会 呉支部
0823-24-9817 (月～金 10時～16時)
- ホームページ 広島の賃貸・不動産情報サイト スマイミー
<http://www.fudohsan.jp/>

【空き家・空き室をご提供いただける方】

- (公社)広島県宅地建物取引業協会 呉支部
0823-24-9817 (月～金 10時～16時)
- 支部長 村石 雅昭
(株)信用地建
0823-21-8320 (日曜日を除く 9時～17時)
- 副支部長 神田 政明
(株)宏有商事
0823-21-2339 (月～土(祝日を除く) 9時30分～18時30分)
- 副支部長 亀井 英宏
(株)東邦不動産商事 呉支社
0823-21-1654 (水曜日を除く 9時～18時30分)